



## 口腔機能発達不全症、口腔機能低下症への MFT の応用について Application of MFT to Developmental disorder of stomatognathic function and Deterioration of oral function

二子玉川ガーデン矯正歯科／昭和大学歯科病院口腔リハビリテーション科  
石野 由美子

MFT は口腔習癖などによる口腔周囲筋の不調和に起因した不正咬合患者に対する機能療法として施行され、歯列に対する舌による内圧と口唇および頬による外圧とのバランスを整え、それらの正常な姿勢位を習慣化させることを目標とし、これらは矯正治療を円滑化させ、治療結果の安定をもたらすと考えられています。

一方、歯科全般においても「口腔衛生管理」とともにライフステージに応じた「口腔健康管理」が推進され、2018 年の 4 月に口腔機能に対する具体的な評価も含まれた「口腔機能発達不全症」「口腔機能低下症」が歯科病名として保険収載されました。

小児期の口腔機能は発達・獲得の過程にあり、口腔機能に誤った機能や問題となる遅れなどの異常が認められれば、早期にそれらを改善し、正常に発達・獲得するように支援することは口腔機能育成にとって望ましいと考えられています。さらに早期から正常な口腔機能を獲得させることは、矯正歯科においては不正咬合の予防の一助にもなり得ると考えます。

また成人期以降の口腔機能は、加齢に伴う筋力の低下とともに口腔機能が低下する、いわゆるオーラルフレイル期から高齢期の口腔機能の衰えは「老化の始まりのサイン」とも言われ、全身の衰えにつながると考えられています。口腔機能の低下により摂食困難、誤嚥などから要介護状態となるリスクが高まり、それらが重症化しないためには、早期に機能異常をチェックし「口腔機能管理」をすることで、口腔機能の維持・回復・向上をさせることが重要になります。もちろん成人矯正患者の中にも口腔習癖が残存し悪影響を与え続けている問題もあり、不正咬合だけにとどまらない重要な問題となります。

そこで今回は、小児期の口腔機能の発達育成、オーラルフレイル期・高齢期の口腔機能の維持・回復・向上に必要な「口腔機能管理」に関連した MFT の応用について討議したいと思います。